

【防災ニュース第 10 号】

2025 年 10 月(表面)

松庵防災ニュース

第 10 号 2025 年 10 月発行
松庵町会防災会

～災害時には「在宅避難」～

地震発生時は、従来の身の安全確保と火の始末後の「避難所への避難」から、自宅の安全が確保され居住の継続が可能な場合は「在宅での避難」という形に変化しつつあります。少しでも快適な在宅避難ができるように日ごろからの備え(自助)は大切です。

第1回 スタンドパイプ取扱い操作訓練 実施報告

日時・場所：9月20日(土)10時～ 松庵3丁目13番付近路上
参加人数：23名(子ども含む)

孩童消防署戸引さんの丁寧な説明と指導の下、消火栓を使用して**スタンドパイプの操作訓練**を実施しました。
・実際に消火栓を開け、参加頂いた皆さんもスタンドパイプの設置・放水を体験しました。
・松庵町会内のスタンドパイプは**松庵小横格納庫**と**西高井戸松庵稲荷神社**にあります。




・消防車が到着する前の初期消火にはまずは「**消火器**」が有効。杉並区が設置している「**街頭消火器**」は発火時にはどなたでも自由にお使い頂けます。
・皆さんも裏面の松庵防災マップでご自宅近くの「**街頭消火器**」を確認してください。
・ご自宅に消火器があると安心との説明がありました。
・大災害発生時には消防車はより重大な消火活動を優先するので、地域の皆さんで**街頭消火器**や**スタンドパイプ**を使って初期消火をする事が大切とのことでした。
★ご協力いただいた近隣の方々、孩童消防署・消防団の皆様に感謝申し上げます。

防災・防犯 そなえよう すぎなみ 選べるカタログ 配布
8月1日付で区報でも案内されましたが、杉並区内各戸に一冊選べるカタログが配布されました。防災、防犯に役立つ商品のカタログの中から1つ(無料)を選びインターネットかはがきで申し込む必要があります。
申し込み締め切り 11月30日 お忘れの無いようお申込み下さい。

D級ポンプ(4か所)年次点検 ※詳細はホームページ参照
10/28(火)9時～10時半頃。ご自由に見学できます。
発行責任者 松庵町会防災会会長 出田 清

同(裏面)

松庵防災マップ (街頭消火器・スタンドパイプ・ポンプ格納庫)



消防器 (71+東38)
消火器 (大型) (8)
スタンドパイプ (3)
ポンプ格納庫 (5)
災害備蓄倉庫 (2)
松庵小横格納庫
西松会館 (集会所)
松庵町会機庫(12)
松庵町会機庫(4)
松庵町会機庫(13)

松庵町会
松庵東町会

ご自宅回りの街頭消火器を確認しましょう

各町会ホームページに防災ニュースや防災関連の情報を掲載しています

松庵町会防災会・松庵東町会防災会
2025年10月(すぎなみ防災マップを加工)

【防災ニュース第 11 号】

2026 年 10 月(表面)

松庵防災ニュース

第 11 号 2026 年 2 月発行
松庵町会防災会

～災害時には「在宅避難」～


地震発生時は、従来の身の安全確保と火の始末後の「避難所への避難」から、自宅の安全が確保され居住の継続が可能な場合は「在宅での避難」という形に変化しつつあります。少しでも快適な在宅避難ができるように日ごろからの備え(自助)は大切です。

富士山が噴火したらどうなる？！

西荻地域区長センター協議会主催 防災シンポジウム 2026
日時：1月23日(金) 場所：西荻地域区長センター
テーマ：「富士山は噴火します！…降灰被害に備えて」

第一部 講演

講師：山梨県富士山科学研究所 吉本 充弘氏
東京都総合防災部防災計画課 中西 勇太氏



【講演内容(要点)】

- 富士山は約30年周期で噴火してきましたが、1707年の宝永噴火以降、約300年間噴火していません。
- 降灰時の基本は在宅避難。地震と違い**対応準備の時間が**あり、大きなけがは少ないものの、外出は困難になります。
- 東京都は富士山から100km以上離れているため噴石の心配はありませんが、**降灰の影響**があります。
- 降灰が発生すると、**量重や車は動けなくなり、物流が停滞**します。
- 灰は水に流さず、ビニール袋に集め**収集開始まで保管**が必要です。

第二部 パネルディスカッション

松庵町会防災担当の仲村さんが自治会関係者として登壇され、防災有識者の方々と一緒に講演を基に活発な意見交換を行いました。杉並区では約260の企業と提携し、避難移動手段や物資提供の協力を得る仕組みがあるそうです。仲村さんの「**情報を取り入れ、正しく恐れる**」という言葉が印象的でした。

>裏面は情報編 発行責任者 松庵町会防災会会長 出田 清

同(裏面)

情報編(保存版)

富士山噴火と降灰への備え

- 富士山は1707年の宝永噴火以降、約300年間噴火していません。
- 噴火時、東京都は噴石の影響はありませんが降灰があります。
- 降灰予測量：6時間で約2cm/2週間程度約2~10cm



降灰時の行動指針

- 基本行動：在宅避難
- 外出は困難、交通機関は停止
- 車はスリップ・放置車両により交通麻痺が発生 → 降灰時には車の使用を控える

生活への影響と備蓄

- 物流停止の可能性
- 最低3日~2週間分の食料備蓄が必要



健康・生活対策

- ゴーグル(花粉症メガネ可)・マスクの準備
- 灰は濡れると重くなるので、水に流さず袋詰めして保管
- 幹線道路：行政が除灰 / 生活道路：地域住民が除灰(共助)
- 灰は下水道に流さない(下水管詰まり防止)



まとめ

- 降灰災害は地震・水害と比べ、けがは少ない
- 気象庁などの情報を基に行動判断が必要
- 長期物流停止に備えた日常備蓄の重要性
- 降灰後の除灰は自助・共助が不可欠

日頃の災害への備えの延長線上に降灰対策があります
★詳しい情報は以下の東京都のサイトからご確認ください

東京都 Tokyo富士山降灰 特設サイト
<https://www.fujisan-kouhai.metro.tokyo.lg.jp/>



「シンポジウムの様子」



松庵防災ニュース第 11 号(裏面)

＜松庵小学校震災救援所＞活動のご紹介 [巻末掲載 HP 参照](#)

震災救援所は、震度 5 強の地震が発生した際、区立小中学校等に開設されます。

松庵小学校も、家が焼ける、倒壊するなどして自分の家にいられなくなった住民が、避難したり、お互いに救護活動を実施したりする拠点となります。日頃から町会役員を含む救援所連絡員メンバーがマニュアル見直しや訓練準備を行い有事に備えています。町会員の皆様も、各ご世帯で災害に備えると共に救援所訓練にも是非ご参加ください。

2025 年度は秋に、地域の方々にも参加いただける震災救援所訓練を実施しました。

2025 松庵小学校震災救援所訓練 11/29（土）開催 会場：松庵小学

★松庵ワイワイキャンプと合同開催し参加者は 200 名超と前年に比べ大幅に増加しました。



2026 年度松庵小学校震災救援所運営連絡会総会(予定)

2026 年 7 月 4 日(日) 10:00～ 於:松庵小学校

「松庵町会」は松庵1・2丁目西側と3丁目全域に居住する世帯並びに同地域内に事務所・営業所・工場・店舗などを有する法人を会員とする町会組織で、本部を西松会館(松庵2丁目13番24号)に置いています。(P22 区割り図を参照)

【松庵町会】松庵1丁目(9~16番地)・2丁目(16~23番地)・3丁目全域
(昭和44年11月の住居表示変更以前の「旧松庵北町・南町、西高井戸2丁目」)

【松庵東町会】松庵1丁目(1~8、17~23番地)・2丁目(1~15番地)
(昭和44年11月の住居表示変更以前の「旧西高井戸1丁目」)

「松庵町会」と「松庵東町会」は各々独立した町会組織ですが、いずれの地区も松庵小学校学区でありつながりも深く、「松庵親子夏まつり」「震災救援所訓練」「地域のつどい」「西松会館運営」等を通じて、地域で連携した活動を行っています。杉並区には現在約150の町会自治会があり、当町会は「杉並区町会連合会(杉町連)」傘下の17の地区町連の一つである「宮前地区町会連合会」に属しています。

＜町会の沿革＞

現在の松庵1~3丁目地域は昭和7年(1932年)7月の杉並区発足(区制施行)時に西高井戸1,2丁目と松庵南町、北町となり、10月には西高井戸松庵町会が発足しました。それ以前にも中高井戸松庵自治会があったという記録も残っています。

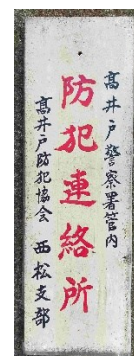
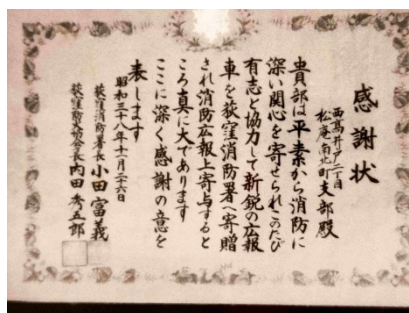
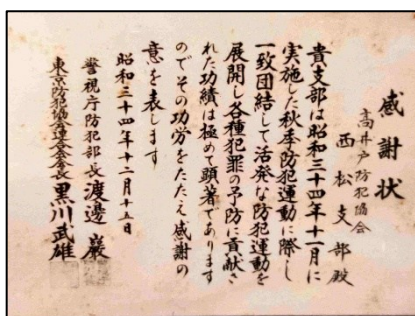
『西高井戸松庵町会』

- ・創設
昭和7年10月1日
 - ・会員数
1,028世帯
 - ・区域
西高井戸1,2丁目
松庵南町・松庵北町
- ★戦前、松庵町会・松庵東町会の地域は一つの町会だった。

「昭和15年東京市杉並区政概要」より

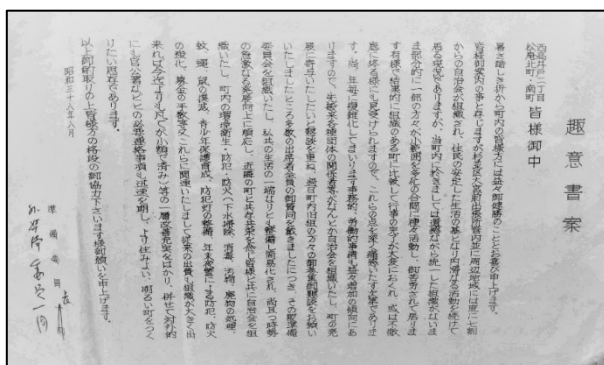
＜戦後の町会＞

昭和 22 年の GHQ 指示による「町内会等の解散に関する政令」で、全国の町会は一
時解散させられましたが、戦後復興の中で西高井2丁目と松庵南町・北町の町民の
有志が防犯協会・防災協会等の団体の**西松支部**として活動を続けていました。



＜西松自治会の発足＞

昭和 32 年には杉並区町会連合会が発足(当時 62 町会)し、各地で町会が再開
される中、昭和 38 年(1963 年)10 月 13 日松庵稲荷等の団体役員他の方々が発
起人となり松庵町会の基になる「**西松自治会**」が設立されました。



西松自治会設立趣意書案 1963 年(昭和 38 年)8 月
設立目的は「衛生環境、防犯・防火、下水掃除、汚物・廃物の
処理、蚊蠅鼠の撲滅、青少年保護育成、防犯灯の整備、年
末夜警による防犯防火の強化、募金の手数削減等」を記載、
発起人には「西高井戸松庵稲荷神社役員」「西松街灯維持会
委員」「防犯防火協会西松支部役員」「西松会館管理委員」
「商店会役員」「五日市商店北代」が名を連ねていました

西松自治会発足 1963 年 10 月



＜松庵町会へ名称変更＞

その後昭和 44 年(1969 年)11 月 1 日の住居表示変更に合わせて「西松自治会」は
「**松庵町会**」に「西高井戸 1 丁目町会」は「**松庵東町会**」になりました。

松庵町会発足 1969 年 11 月

昭和 52 年(1977 年)に立ち上げた「**松庵町会防災会**」と共に、地域コミュニティーの
構築、安全・安心の街づくりで、「**赤ちゃんからお年寄りまで、みな健やかで活気あふ
れる街、松庵**」を目指して活動しています。

西松会館の概要 (松庵町会・松庵東町会共有)

杉並区松庵2丁目13番地24号

木造亜鉛引平屋建集会所 床面積 122.1 m²

管理・運営 西松会館管理委員会

(松庵町会・松庵東町会役員)



【西松会館ご利用案内】

サークル活動、勉強会、子供会、親睦会などにご利用ください

＜お申込み方法＞

予約希望者は会館入口カレンダーに記入し管理委員会に電話で連絡ください

* 管理委員会連絡先は会館に表示されています

＜利用維持費＞ *令和5年1月改訂

午前9～12時 1,700円、午後12～17時 2,500円、夜間17～21時 2,700円

＜西松会館沿革＞

大正13年(1924年)旧中高井戸村集会所として設置。第2次世界大戦中は配給基地としても使用され、戦後政令第15号(昭和22年「町内会等の解散に関する政令」)で一時GHQに接收されました。

その後地元住民による払下げ要望が実現し、土地は地主、建物は宗教法人西高井戸松庵稻荷神社(松庵稻荷神社)が窓口となり払下げが実現。昭和62年(1987年)9月からは、町会会館として利用してきた松庵町会・松庵東町会が共同所有者(持ち分各1/2)として西松会館管理委員会を通じて管理し今日に至っています。

『西松会館』の名称は旧町名の「西高井戸」(旧西高井戸1丁目・2丁目)と「松庵」(旧松庵南町・北町)に由来するものです。

町会	昭和44年改訂 住居表示名	昭和7年改訂 町名	明治22年改訂		江戸時代	
			小字名	村名	村名	
松庵東町会 (旧西高井戸一丁目町会)	松庵1丁目(一部) 松庵2丁目(一部)	西高井戸1丁目	中高井戸南	高井戸村一部	中高井戸村	天領 武州多摩郡
松庵町会 (旧西松自治会)	松庵3丁目(一部)	西高井戸2丁目	中高井戸北		松庵村	
	松庵1丁目(一部) 松庵2丁目(一部)	松庵南町	松庵南			
	松庵3丁目(一部)	松庵北町	松庵北			

区長の仕事

松庵町会 総務部

4月・・・前区長より引き継ぎ・会費集金（会計より案内）⇒会計へ持参

5月・・・総会・常任委員会出席

7月・・・常任委員会参加

「松庵小学校親子夏まつり」準備・片付け・本部席・警備等手伝い

9月・・・敬老のお祝いの品を配布

10月・・・常任委員会参加

12月・・・常任委員会参加

年末防火・防犯パトロール（3日間）都合の良い時参加

1月・・・二十歳のお祝いの品を配布

3月・・・常任委員会参加、組長お礼届け

新一年生のお祝い配布

※ 地域で亡くなられた町会員の連絡が入った場合

⇒総務部長に連絡し香典を預かり届ける

※ 防犯パトロール 毎週水曜 14時～都合の良い時参加

※ 各組に回覧物配布（毎月1日・15日西松会館玄関内レターケース確認）

※ 期中新入会員⇒組長経由集金した町会費と申込書を会計へ

組長の仕事

4月・・・引継ぎ・町会費集金（集金明細票）⇒区長へ届ける

随時、回覧物が区長より届いた場合回覧する（返却するのもあるので注意）

※ 期中新入会員⇒申込書・町会費（集金明細票）を区長に届ける

町会掲示板の掲示が剥がれているのに気づいた方は貼り直しにご協力ください。

★「松庵町会入会申込書」 西松会館の玄関左手（または町会ホームページ）

松庵町会会則		赤字:修正案
第1章	総則	
	第1条	本会は松庵町会と称し、事務局を西松会館内に置く。
第2章	組織	
	第2条	本会は杉並区松庵1丁目、2丁目の西側地域及び3丁目の全域に居住する者並びに地域内に事務所、営業所、工場、店舗等を有する者をもって組織し、この地域を区と組に区分する。
第3章	目的及び事業	
	第3条	本会は会員相互の親睦と連絡を密にして、町内自治の充実、福利の増進、並びに災害時における防災、救護活動等互助の精神に基づき町内融和を期することを目的とする。
	第4条	本会は前条の目的を達成するため、各事業部を設け次の事業を行う。 1 総務部 庶務、企画、募金、慶弔、情宣、ウェブサイト管理及び他の部に属さない一切の事項 2 生活安全部 防犯、防火・防災、交通安全、青少年育成 3 厚生部 文化活動、敬老、講習、見学、厚生、福祉 4 環境衛生部 環境衛生、保健衛生、資源回収
第4章	役員	
	第5条	本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 常任委員 若干名(事業部長、副部長、区長含む) 委員 若干名(組長含む) 会計 2名 監事 2名
	第6条	本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は常任委員会の推薦により、総会の承認を得る。
	第7条	会長は本会を代表し会務を統括する。 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時に代行する。 会計は予算、決算並びに諸般の会計事務(各事業部長の申請に基づく仮払いを含む)を処理する。 事業部長は部の業務を分掌推進し、副部長は部長を補佐する。 区長は常任委員として町会の事業に参加・協力すると共に、担当地域の組長の窓口となる。 組長は委員として一定区域の会員を代表する。 監事は会計および各事業部を監査し、会計および各事業部について不正の事実を発見した時は総会に報告する。またこれを報告するため必要と認めるときは総会の招集を請求する。
	第8条	本会の役員は次の方法により選出する 1 会長、副会長、会計、監事は総会において会員の中から選出する。 2 会員の中から事業部長4名、副部長若干名を選出し会長が委嘱する。 3 区長は組長の互選により選出し、会長が委嘱する。 4 組長は会員の中から選出し、会長が委嘱する。
	第9条	役員の内任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員の内任期は残任期間とする。
第5章	会計	
	第10条	本会の経費は会費、助成交付金、資源回収報奨金、寄付金、その他の収入をもって充てる
	第11条	本会の会費は、1世帯年間1,200円(月額100円)とし、同居世帯、共同住宅は年間600円(月額50円)とする。 営業所、事務所、工場、店舗等の会費は別に定める。 会費は年度はじめ(原則6月末まで)に組長(委員)によって徴収し、区長(常任委員)を経て、会計に納入する。ただし、半期毎等分割で納入することもできる。 また転居等による期の途中での入会や退会の場合は、本人の申し出により月割りで支払うことができる。但し会費の返金は年度内に本人から申し出があった場合に限る。
	第12条	前条の会費は、本会において特別の理由ありと認められるときは、減免することができる。
	第13条	本会の予算は、総会の議決によりこれを定め、決算は総会の承認を得なければならない。
	第14条	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第6章	会議	
	第15条	本会の会議は、通常総会、臨時総会、常任委員会、事業部会とし、通常総会は毎年1回特別の場合を除き5月に開催する。
	第16条	総会は当該地区の常任委員の過半数の出席により成立する。 総会は次の事項を議決する。 1 事業報告並びに計画 2 年度予算及び決算 3 会則の変更 4 役員選任 5 その他重要事項 6 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があった場合随時開催する
	第17条	常任委員会は、会長、副会長、会計、常任委員(ただし監事を除く)で構成し、必要の都度開催し、本会の運営に関する事項を審議する。
	第18条	総会及び常任委員会は会長が招集し、その議長となる。
	第19条	事業部会は必要の都度開催する。
	第20条	会議の議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長が決する。
第7章	資産	
	第21条	(資産の帰属)本会の資産は本会会員全体に帰属する。
	第22条	(資産の管理)本会の資産は、会長が統括し、会計が管理する。
	第23条	(資産の処分)本会の資産の処分は、総会の議決を経なければならない。
その他	第24条	本会則に基づく細則は別に定める。
	第25条	本会則は昭和38年10月13日から施行する。本会則の改廃は総会の議決によるものとし、杉並区長の承認を受けなければならない。 改正 昭和61年 5月11日 改正 平成11年 5月 9日 改正 平成12年 5月14日 改正 平成29年 5月27日 改正 令和 2年 6月21日 改正 令和 8年 5月31日

松庵町会防災会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、松庵町会防災会と称し、事務局を松庵町会事務所内におく。

(目的)

第2条 本会は、被災者すべての人の生命を守ることを最優先とする。

乳幼児、小・中学生及び保護者、妊産婦、障がい者、高齢者、外国人などの災害時要配慮者に配慮し、避難者同士支え合う。

また住民の相互協力の精神にもとづき、自主的防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

ただし松庵小学校震災救援所運営連絡会（以下「連絡会」という）が設置された場合は連絡会と連携をとりながら事業を行う。

なお、連絡会は、区・地域（町会、防災会、PTA等）・学校が運営する。

- (1) 関係各官公署、連絡会との連絡に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及、意識の高揚を図ること。
- (3) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 防災資・器材等の整備と備蓄に関すること。
- (6) 地震等の発生時に於ける情報の収集・伝達・初期消火・救出救護・避難誘導等応急活動に関すること。なお必要な情報伝達は 町内掲示板・町会ホームページやポンプ格納庫などに掲示する。
- (7) その他本会の目的を達成するに必要な事業。

(業務)

第4条 本会が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 区から貸与されている資・器材の保管備蓄状況掌握。
- (2) 防災備品倉庫の管理・状況確認・補充。
- (3) セミナー・説明会等の開催・ポスターの掲示・防災ニュースの発行・ホームページ掲載等により防災意識の高揚を図り、非常時に於ける情報の伝達活動に当たる。
- (4) 地域・家庭の安全点検・防火思想の啓発及び初期消火訓練・震災対応訓練の実施と非常時に於ける消火活動・救出訓練活動の実施と消防隊との連携に当たる。
- (5) 松庵町会指定第一次仮避難所（松庵小学校震災救援所）・杉並区指定避難所への避難路の事前調査を実施し、非常時に於ける避難誘導と、老人・病人・障がいの優先避難の誘導協力に当たり、且つ救援物資の受領配分に当たる。
- (6) その他、本会の目的を達成するに必要と思われる業務も行う。

(会員)

第5条 本会は、松庵町会会員全世帯（事業所・事務所を含む）を以て構成する。

(会員の責務)

第6条 本会の目的達成のため、会員は皆協力するものとし、役員の指揮指導に従い、積極的に協力活動をするものとする。

- (1) 具体的には避難、安否確認等を行う。特に災害発生時は、まず自分と家族の身の安全を確保する。（自助）
- (2) 住民は、隣近所で声をかけ、助け合いながら避難をする。（共助）
- (3) 避難行動要支援者名簿などをもとに、自力で避難できない人を支援する。
- (4) 初期消火、救出、救護活動を行う。

(役員)

第7条 本会に下記の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 委員 若干名
- (4) 会計 若干名 (5) 監事 若干名

(役員等の任務)

第8条 1. 本会役員等の任務は、下記のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、事務局の最高指揮にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 委員は、防災関係設備の管理・防災関係の企画・運営を行う。
- (4) 会計は予算、決算並びに諸般の会計業務を処理する。委員は業務分担し日常の出納業務・予算、決算・助成金申請及び助成金報告事務並びに関係官庁等との折衝・許認可業務を行う。
- (5) 監事は会計および事業を監査し、会計および事業について不正の事実を発見した時は総会に報告する。またこれを報告するため必要と認める時は総会の招集を請求する。

2. 緊急事態発生の際は、役員は速やかに事務局または松庵小学校震災救援所（救援所立ち上げの場合）に集合し、会長もしくは震災救援所連絡会会長の指揮の下に入る。

(役員の出及び任期)

第9条 1. 本会の役員は、次の方法で選出する。

- (1) 会長・副会長・会計・監事は総会において会員の中から選出する。
- (2) 委員は 会員の中から選出し、会長が委嘱する。

2. 役員は任期は1年とする。但し、再任を妨げない。また、欠員の補充による役員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会に総会を置く。

- (1) 本会の会議は、通常総会は毎年1回とし、特別な場合を除き5月に松庵町会通常総会と同時に開催する。
- (2) 総会は松庵町会常任委員の過半数の出席により成立する。
- (3) 総会は次の事項を議決する。
 - ① 事業報告並びに計画
 - ② 年度予算および決算
 - ③ 規約の制定・変更
 - ④ 第9条1項で記載される役員を選出
 - ⑤ その他重要事項
- (4) 臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求があった場合随時開催する。
- (5) 総会は会長が招集し、その議長となる。
- (6) 会議の議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は議長が決する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長・副会長・委員（常任）を以て構成し、町会役員会に合同して次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべきこと
- (2) 総会により委任されたこと
- (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと

(会計)

第12条 本会に要する経費については、次のとおりとする。

- (1) 本会に要する費用は、町会予算その他助成金・寄付金等を以てこれに充てる。
- (2) 本会の予算は総会の議決によりこれを定め、決算は総会の承認を得なければならない。
- (3) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営)

第13条 本会は、原則としてこの規約に基づいて運営されるが、予測しない緊急事態発生の際は、この規約にかかわらず、役員会に処理を委任するものとする。

運営における「費用弁償支給」は松庵町会会則細則の規定を適用する。

(施行期日)

第14条 この規約は、令和7年5月25日から施行する。

松庵町会防災会備品一覧			令和8年3月31日現在
保管場所	備品名	数量	備考
町内1～3丁目	街頭消火器(区所有)	71	防災課・地域課からの点検確認の委託あり 防災課年1回点検確認実施中
松庵3丁目	大型街頭消火器	3	西教寺・若草公園・コーポ松宮/防災課所有で防災課が直接管理中
西松会館 (松庵2丁目)	バトロール用ベスト	10	令和6年12月購入 夜間バトロール用
	拍子木	1	令和6年12月購入 夜間バトロール用
	台車(町会備品?)	1	屋内保管(平成9年5月購入 松庵2丁目用) 屋外の台車1台は廃棄予定
松庵小横格納庫 (松庵2丁目)	D級ポンプ	1	令和7年10月業者点検済み
	スタンドパイプ	2	令和7年11月新規に防災課から1台貸与
	40ミリホース	13	4年1月に5本防災課より供与あり 6年8月松庵稲荷に2本移動
	簡易消火器具	1	通称名ハリアー
	鷹口	1	
	ステップ	4	
	ロープ	1	令和7年1月購入
	予備ヘルメット	3	以前配布し回収したヘルメット
	カラーコーンセット	4	青色カラーコーン4個 コーンバー4個 錘4個 令和7年1月購入
	ポリタンク	1	交換検討必要
	収納ボックス	1	
	鍵ボックス	1	梅林公園防災倉庫の鍵を保管
	三角ホー	1	令和6年8月購入
	塵取り	1	令和6年10月購入
	箒	1	ほかに仲村さんから提供の中古箒2本あり 令和6年2月購入
松庵公園格納庫 (松庵1丁目)	D級ポンプ	1	令和7年10月業者点検済み
	40ミリホース	7	短いホース1本は7年11月に廃棄
	簡易消器具	1	通称名ハリアー
	竹箒	1	
	箒	1	令和6年2月購入
	塵取り	1	令和6年10月購入
	火消し箱(町会所有)	1	令和7年10月購入 ホース4本つき 消火栓・水槽開閉用ハンドルは共用1本
	ステップ	2	
	ポンプカバー	1	
松庵3丁目公園格納庫 (松庵3丁目)	D級ポンプ	1	令和7年10月業者点検済み
	40ミリホース	14	20メートル12本 15メートル1本
	ポンプカバー	1	
	収納ボックス	1	
	ステップ	2	
	塵取り	1	令和6年10月購入
	箒	1	令和6年2月購入
西高井戸児童遊園格納庫 (松庵3丁目)	D級ポンプ	1	令和7年10月業者点検済み
	40ミリホース	8	
	ポンプカバー	1	
	収納ボックス	1	
	塵取り	1	令和6年10月購入
	箒	1	令和6年2月購入
	ステップ	2	
梅林公園防災倉庫 (松庵2丁目)	ヘルメット	7	令和4年3月に35個・令和6年10個購入し役員・常任委員全員に配付し各自が自宅に保管 8年2月6個購入し現在の在庫は7個
	防災用ビブス	40	令和4年購入 特大30着 大10着(内6着は会長・副会長・防災委員自宅保管)
	非常用持ち出し袋	2	令和3年購入
	LEDランタン	3	令和3年購入
	手回し充電ラジオ	1	令和3年購入
	担架付きリアカー	1	令和5年10月購入(本体・担架収納袋各1)
	テーブル	2	キャンプ用 椅子付き 令和5年度購入
	町会テント	1	テント及び支柱収納袋各1/令和7年震災救援所保管から変更(松庵町会備品)
	発電機	1	令和5年11月購入 ホンダ EU9iGB(カセットボンベ60本 オイル1本含む)
	発電機ケーブル	1	ホンダ発電機2台連結用ケーブル
	脚立	1	梯子脚立(5段) 令和5年11月購入
	トイレ袋セット	1	30回セット1箱 令和5年11月購入
	レスキューキット	1	令和5年12月購入 パール・カッター・のこぎり・カケヤ・ショベル・ロープ他
	防災会のぼり旗	1	旗・ボール・注水台 令和6年1月購入
	充電用ポート	1	令和6年2月購入
	ブルーシート	3	令和6年2月購入
	保温マット	3	令和6年購入
	携帯電話充電ケーブル	20	令和6年2月購入
	携帯トイレ	13	7年度バス旅行に21個提供済み後13個
	アルファ米	29	令和6年2月購入 6年度親子防災教室やD級ポンプ点検見学者・7年度バス旅行に提供
	笛	28	令和6年2月購入 6年7月親子防災教室で一部配布し7年5月追加購入
	塵取り	1	令和6年10月購入
	箒	1	令和6年2月購入
	拡声器	1	令和6年7月購入
	カセットコンロ	2	令和7年1月購入
	赤旗・白旗	2	令和7年8月警備用赤旗・白旗2セット購入
	鍋	2	令和7年1月購入
	収納ボックス	1	松庵1丁目公園格納庫から移動
	給水金具	3	令和7年12月購入 スタンドパイプ接続用給水金具3個及び水質検査セット1箱
	工具	7	ハンマー・ペンチ・ラジオペンチ・ニッパ・モンキーレンチ・ドライバー・ノコギリ
	予備電池・文具等		令和5・7年度購入した消耗品等 防災会の関係書類等 バインダー10 工具箱
梅林公園防災倉庫 共有品	油圧ジャッキ(白)	1	令和6年8月震災救援所の廃棄品を譲り受けしたもの
(震災救援所・東町会と 共有管理品)	牽引式車いす補助装置	1	震災救援所内の保管は不可であり 梅林倉庫の両町会の共有スペースで保管管理 燃料はかまどベンチ用
区の所有品	固形燃料(ヘキサック)	1	油圧ジャッキのオイルは交換点検せず使用不能の場合は廃棄処理予定
	くん薪	1	令和7年8月青木さんからの寄付 2箱さらし40反 出田会長管理
	充電器・太陽光パネル	10	太陽光パネルとのセット充電機10台(松庵町会5台・東町会5台) 区の所有だが災害時に各町会使用可能・定期的な充電は各町会で対応が義務
	さらし	40	令和7年8月青木さんからの寄付 2箱さらし40反 出田会長管理
松庵稲荷格納庫 (松庵3丁目)	スタンドパイプ	1	令和6年8月 7月に区から貸与配布されたスタンドパイプセットを設置
	40ミリホース	4	スタンドパイプ付属2本+2本(松庵小横格納庫から2本移動)
わかき公園格納庫 (松庵3丁目)	スタンドパイプ	1	令和8年3月 区から貸与供与されたスタンドパイプ箱付きを新規設置
	40ミリホース	2	

町会備品

管理責任者

町会旗	1本	総務部長
掲示板	12箇所	〃
ロッカー	1台	〃
回覧配布用棚	1台	〃
ペーパーカッター	1台	〃
プロジェクター	1台	〃
投影用スクリーン	1基	〃
ラジカセ	1台	〃
丸椅子	5脚	〃
折りたたみ椅子	20脚(松庵町会・松庵東町会共有)	〃
折りたたみ机	15脚(〃)	〃
会議机	10脚(〃)	〃

『令和8年度総会議案』

発行 松庵町会総務部・会計

発行責任者 松庵町会会長 出田 清

(発行 2026年5月)

◆松庵町会ホームページ

<https://www.sugi-chiiki.com/shouan-choukai>



◆松庵町会防災会ページ



◆松庵小震災救援所ページ

